

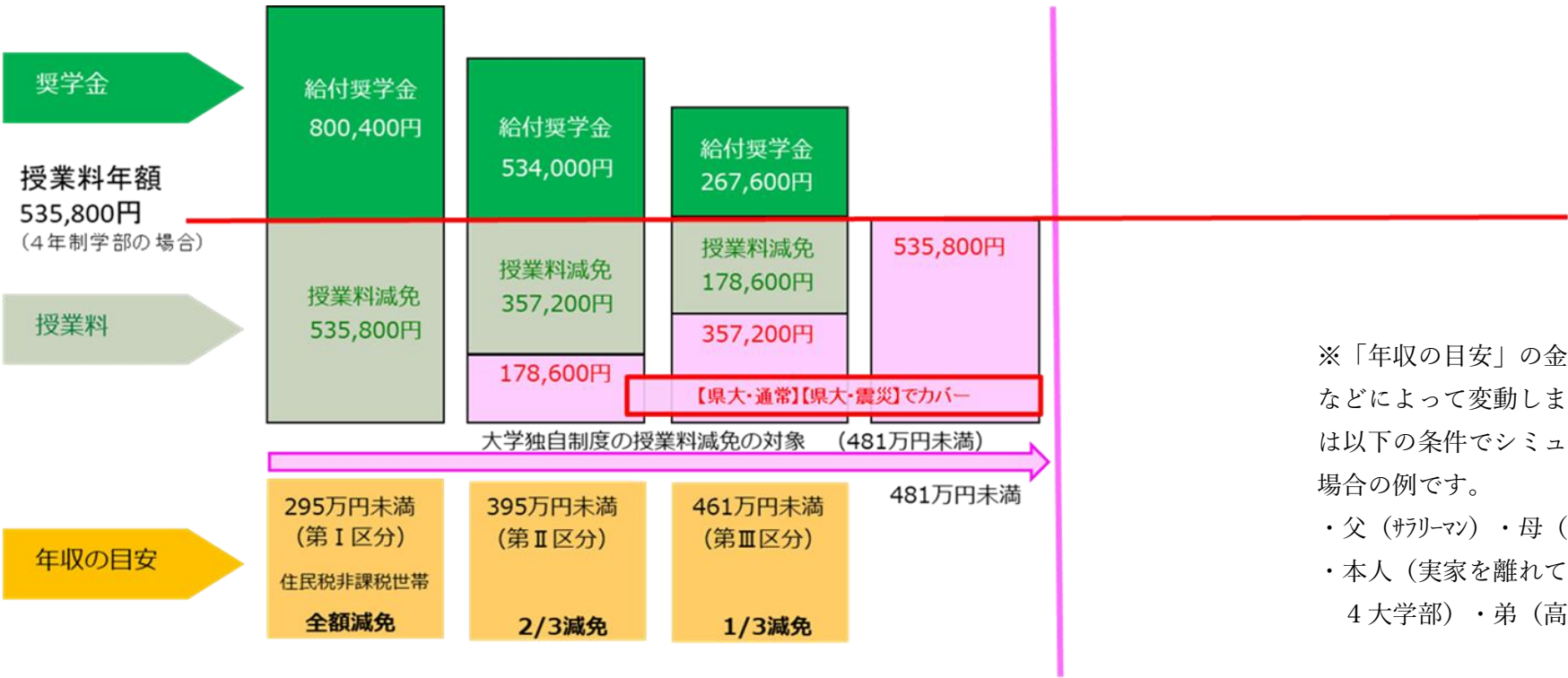
【令和7年4月現在】

本学で「高等教育の修学支援新制度」により授業料減免を受ける学生は、本学独自制度も併せて申請することで、支援区分を問わず「**授業料は全額免除**」となります。

※多子世帯の場合は、「高等教育修学支援新制度」により全額免除となります。

また、入学期に修学支援新制度の支援対象と認められれば、支援区分に応じ入学料も減免となります。

※岩手県立大学では、入学時に所定の入学料を納付いただいたうえで減免額を還付しています。



※「年収の目安」の金額は、家族構成などによって変動します。上記の金額は以下の条件でシミュレーションした場合の例です。

- ・父（サラリーマン）・母（専業主婦）
- ・本人（実家を離れて一人暮らし、4 大学部）・弟（高校生）